令和二年神奈川県議会本会議第1回定例会　厚生常任委員会

令和2年4月24日

渡辺(ひ)委員

まず初めに、新型コロナウイルス感染症集合検査場設置費について、先ほど先行会派からも質問があり、私の立場で再度質問したいと思いますが、先ほど答弁の中で、今後も含めて20か所から30か所設置する予定の予算計上という説明がありました。既に私の地元の藤沢市と横須賀市には設置されているわけですが、予算計上において20か所から30か所ということで、10か所程度幅があるのですが、この予算の中で30か所程度に増えても対応できるという判断でよろしいですか。

医療課長

予算の積算上は30か所で積算をしています。ただ、今、郡市区医師会の皆様と設置について協議をしている中では、単独の郡市区医師会で設置運営をすることが難しいところもありますし、あるいは横浜市のように市内18の区の医師会があるところは18の医師会が全て設置するのではなくて、その中の幾つかの医師会が設置するという話も出ていますので、現実的には20か所程度になろうかと見込んでいます。

渡辺(ひ)委員

確認ですが、30か所程度で積算をしているという答弁で安心しましたが、現実的には20か所程度になるだろうということで、今答弁の中で横浜市の話が出ましたが、この20か所というのは、政令市も含んだ数なのか、県域なのか、確認したいと思います。

医療課長

20か所は政令市も含んだ数を見込んでいます。

渡辺(ひ)委員

あとは、今一番望まれているのは、この検査場がいち早くできることですが、この予算に伴って設置の見込みの時期は現状どのように考えていますか。

医療課長

今、郡市区医師会の皆様、それから市町村の皆様、精力的に検討を進めておりまして、まだ数は申し上げられないのですが、ゴールデンウイーク前に複数の箇所が立ち上がる予定です。

渡辺(ひ)委員

いずれにしても、この体制が非常に重要だと思うし、医療崩壊を防ぎ、県民の安心に資する取組だと思いますので、さらに促進して取組ができるように、ぜひお願いします。

次の質問は、重点医療機関(仮設病棟)運営委託費の予算が計上されています。これに関連して質問したいと思いますが、今回、専決処分で設備の委託が12億円と運営費の18億円を加えて30億円が計上されていますが、考え方として、一般的な発想からすると、180床の施設を造る、この費用に12億円かかるのは一定程度理解できます。しかし、それに対して運営費が18億円かかる。これについては、一般的な私の感性だと、少しこの金額のイメージが湧かないですね。

建物は非常に高いというイメージがあって、それに比して運営費がさらに高いという話になっていますが、この特に運営費の 18 億円については、どのようなスキームというか契約になっているのでしょうか。
医療課長
　運営費の積算ですが、１日当たり 1 床 10 万円で 180 床で、それが 100 日ということで積算をしています。
健康医療局副局長
　積算上は１日当たり１床 10 万円で見込んでいますが、これは今後詰めていき精査をして、経費としてどの程度かかるかということを医療法人沖縄徳洲会と調整して、契約をします。今回の建設に関しては、これを建てないと運営できないので、12 億円で契約しましたが、運営費については今後調整をします。
　また、実際には精算払になりますので、かかった経費を支払う形になります。
渡辺(ひ)委員
　いずれにしても大変重要な施設なので、スピード感を持って行うという意味では一定理解をします。ただ、県民の税金を充当することを考えれば、しっかり対応していかなければいけない。ある意味では、こういう緊急の対応だが、そうはいっても無駄な経費を出す必要はないわけで、それについてはしっかりお願いをします。
　その上で、例えば、軽度・無症状患者療養施設運営費の質疑の中で、この経費については、要はホテル等の借上げですね、これは令和２年８月末までを見込んだ予算計上という説明がありました。これに関連して、今私が質問した仮設病棟の経費というのは、いつまで運営を見込んで予算計上している経費でしょうか。
医療課長
　令和２年８月末までを見込んでいます。
渡辺(ひ)委員
　恐らく運営費についてはとりあえず令和２年８月末ということだと思います。しかしながら、しっかりしたそういう施設を建てて、さらにはこの新型コロナウイルス感染症の終息がどうなるか分からないことを考えると、運営費も８月末で、例えば、８月末になったらこの仮設病棟を取り壊すとか、そういうことになるわけではないと思いますが、その辺の考え方を教えてください。
健康医療局副局長
　これは新型インフルエンザ等対策特別措置法の第 48 条第１項に基づく施設ですので、基本的には特措法が継続している期間なので、今緊急事態宣言が出ている令和２年５月６日、これが期限になりますが、厚生労働省の見解では、この特措法が終了しても、その後、まだ医療体制として必要な場合には継続することができると聞いていますので、患者がいる間は一定程度継続しなければいけないと考えています。
　一応、令和２年８月までは予算をセットしていますが、必要に応じて医療体制の状況を見ながら、延長していかなければならない場合にはまた補正予算等計上することを考えています。
渡辺(ひ)委員

予算執行上の問題として、県行政はしっかり確認をしながら進めていかなければいけないこともあるので、それはそれでお願いします。

その上で、今回補正、今私が質問したものだけではなくて、例えば、マスクの供給だとか様々なことも含めて速やかに対応できるように尽力していただくことをお願いして、私の質問を終わります。